

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 材料価格基準の一部改正等について

平成19年3月30日付厚生労働省告示第79号をもって材料価格基準の一部が改正され、平成19年4月1日から適用されました。

今回の改正は、平成19年1月1日から同年3月31日までの間に行われた療養について、類似機能区分に基づく暫定価格で保険償還されておりました「クックゼニスAAAエンドバスキュラーグラフト」(暫定価格：1,404,000円(メイン部分)、234,000円(補助部分))(平成19年1月29日付日医発第1026号(保188)にてご連絡済み)に関し、新たな機能区分および保険償還価格が設定されたものであります。

本改正により平成19年4月1日以降、「クックゼニスAAAエンドバスキュラーグラフト」は新たに設定された「151 大動脈用ステントグラフト」を新たな機能区分として、保険償還価格は、1,620,000円(メイン部分)、286,000円(補助部分)となります。

また、今回、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第0330003号厚生労働省保険局医療課長通知により、材料価格の算定に当たっての留意事項を定めた「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306005号)が一部改正され、同じく平成19年4月1日から適用されました。

つきましては、本告示・通知の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

さらに、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第0330004号厚生労働省保険局医療課長通知により、「特定保険医療材料の定義について」(平成18年3月6日保医発第0306008号)が一部改正され、同じく平成19年4月1日から適用されました。

本告示・通知の内容に関して、本会において別添4のとおり整理いたしましたので、ご参考に添付申し上げます。

なお「クックゼニスAAAエンドバスキュラーグラフト」に関する今回の材料価格基準告示の改正部分及び材料価格算定に関する留意事項につきましては、日本医師会雑誌6月

号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平19. 3. 30 号外第67号抜粋)
2. 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について  
(平19. 3. 30 保医発第0330003号 厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について  
(平19. 3. 30 保医発第0330004号 厚生労働省保険局医療課長通知)
4. 新たに機能区分及び価格が設定された医療機器 (日本医師会保険医療課)



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○特定保険医療材料及びその材料価格  
(材料価格基準)の一部を改正する  
件(同七九)

○厚生労働省告示第七十九号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十六号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月三十日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表Ⅱ区分150の次に次のように加える。

151 大動脈用ステンメータラフト

- (1) 腹部大動脈用ステンメータラフト(メイン部分) 1,620,000円
- (2) 腹部大動脈用ステンメータラフト(補助部分) 286,000円

保医発第0330003号  
平成19年3月30日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長 殿  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する  
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306005号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第79号)が公布され、平成19年4月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

Iの3の(76)の次に次のように加える。

(77)大動脈用ステントグラフト

ア 大動脈用ステントグラフトは腹部大動脈瘤に対して外科手術による治療が第一選択とならない患者で、かつ、当該材料の解剖学的適応を満たす患者に対して、ステントグラフト内挿術が行われた場合にのみ算定できる。

なお、腹部大動脈瘤の治療として外科手術を比較的安全に行うことが可能な患者に対しては、外科手術を第一選択として治療方法を選択すること。算定に当たっては診療報酬明細書の「摘要」欄に外科手術が第一選択とならない旨、及び当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

イ 大動脈用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じること。

保医発第0330004号  
平成19年3月30日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長 殿  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」（平成18年3月6日保医発第0306008号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第79号）が公布され、平成19年4月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

（別表）のⅡの150の次に次のように加える。

151 大動脈用ステントグラフト

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「大動脈用ステントグラフト」であること。
- ② 大動脈瘤の治療を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するステ

ントグラフトであること。

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）及び腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）の合計 2 区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）

次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ 腹部大動脈に留置するステントグラフト、両側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

② 腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）

次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）の留置を補助する目的で使用されるものであること。

ウ 次のいずれかに該当すること。

i ステントグラフトの延長部分

ii コンバーター

iii オクルーダー

## ■ 新たに機能区分及び価格が設定された医療機器

1. 大動脈用ステントグラフト	メイン部分：1,620,000円
	補助部分：286,000円

【製品名】『クックゼニスAAAエンドバスキュラーグラフト（メディコスヒラタ）』

【薬事法承認番号：21800BZY10175000】

※ 本製品は、「医療機器の保険適用について」（平成18年12月28日保医発第1228001号）（平成19年1月1日適用）にて、「新たな保険適用 区分C1」として保険適用されている。

※ 本製品は、平成19年1月1日から同年3月31日までの間に行われた療養については、材料価格基準の「138 血管内手術用カテーテル」の「(2) 末梢血管用ステントセット」を類似機能区分として、1,404,000円（メイン部分）、234,000円（補助部分）で算定し、平成19年4月1日以降は、新たな機能区分及び保険償還価格を設定することになっていた。

※ 今般、新たな機能区分として「大動脈用ステントグラフト」、保険償還価格として「1,620,000円（メイン部分）」、「286,000円（補助部分）」が告示されたもの。

○平成19年3月30日 厚生労働省告示第79号（平成19年4月1日適用）

### 告示（材料価格基準）

別表

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001 血管造影用シースイントロドューサーセット

⋮

（中 略）

⋮

149 両室ペーシング機能付き植込み型除細動器 4,190,000円

150 肝動脈塞栓材 14,800円

151 大動脈用ステントグラフト

(1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） 1,620,000円

(2) 腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分） 286,000円

※材料価格基準（平成18年3月6日厚生労働省告示第96号）の別表に下線部を追加。

○平成19年3月30日 保医発第0330003号（平成19年4月1日適用）

材料価格算定の留意事項	
<p>平成18年3月6日保医発第0306005号のⅠの3の(76)の次に(77)として右のように加える。</p>	<p>Ⅰ 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い</p> <p>(1) 血管造影用シースイントロデューサーセット</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>(77) 大動脈用ステントグラフト</p> <p>ア 大動脈用ステントグラフトは腹部大動脈瘤に対して外科手術による治療が第一選択とならない患者で、かつ、当該材料の解剖学的適応を満たす患者に対して、ステントグラフト内挿術が行われた場合にのみ算定できる。</p> <p>なお、腹部大動脈瘤の治療として外科手術を比較的安全に行うことが可能な患者に対しては、外科手術を第一選択として治療方法を選択すること。算定に当たっては診療報酬明細書の「摘要」欄に外科手術が第一選択とならない旨、及び当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p> <p>イ 大動脈用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準拠すること。</p>

○平成19年3月30日 保医発第0330004号（平成19年4月1日適用）

特定保険医療材料の定義	
<p>平成18年3月6日保医発第0306008号の(別表)Ⅱの150の次に151として右のように加える。</p>	<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001 血管造影用シースイントロデューサーセット</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>151 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事法承認又は承認上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般名称が</p>

「大動脈用ステントグラフト」であること。

- ② 大動脈瘤の治療を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するステントグラフトであること。

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）及び腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

- ① 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）

次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ 腹部大動脈に留置するステントグラフト、両側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

- ② 腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）

次のいずれにも該当すること。

ア 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）の留置を補助する目的で使用されるものであること。

ウ 次のいずれかに該当すること。

i ステントグラフトの延長部分

ii コンバーター

iii オクルーダー

(日本医師会保険医療課)